様式第6号(第4条関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　　年　　月　　日　(申請者)　　　　　　　　　様身延町長　　　　　　　　　　 |
| 　 | 日常生活用具給付(貸与)却下決定通知書 | 　 |
| 　　　年　　月　　日付けで申請がありました日常生活用具の | 給付貸与 | につきまして |
| は、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。却下理由 |

(注)　給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。